

各位

2019年6月25日
株式会社吉野家

吉野家、外食“初”ボランティア特別有給休暇制度を導入！ パート・アルバイト従業員のボランティア活動を支援

株式会社吉野家（本社：東京都中央区、代表取締役社長：河村 泰貴、以下吉野家）は、パート・アルバイト従業員を対象にボランティア特別有給休暇制度を導入することを決定しましたので、お知らせします。

2020年の東京オリンピックを契機にボランティアへの参画意識は益々高まってきており、従業員の多様な働き方に企業として応えるため『ボランティア特別有給休暇制度』を7月1日より導入いたします。通常付与する有給休暇に加えて、ボランティア活動に参加する際に利用できる制度となっております。パート・アルバイト従業員のボランティア活動を支援するための有給休暇制度の導入は外食産業では初めてのことです。

■ < ボランティア特別有給休暇制度 > 概要について

対象者 吉野家在籍で本契約を締結したパート・アルバイト従業員

付与日数 通常の有給休暇に加えて1日

ボランティア事例

- ・災害、防災、減災での炊き出しや避難所のサポートなど
- ・スポーツ大会（オリンピック含む）でのお手伝いなど
- ・地域の清掃活動や森林の保全活動など
- ・児童福祉施設や高齢者施設、高齢者世帯への支援など

休暇対象の活動分野は東京ボランティア・市民活動センターの「活動分野・対象別活動リスト」に準じます。詳細はこちら <https://www.tvac.or.jp/kigyoyo/0d32640b49d003ecc467df59bfe79e4386839c2c.pdf>

■ 吉野家のパート・アルバイト従業員有給休暇制度について

吉野家は1970年代にチェーン化を始めた時から労働基準法第39条を遵守し、パート・アルバイト従業員への有給休暇制度を導入しております。

■ 吉野家の有給休暇取得状況について

パート・アルバイト従業員有給休暇 取得率 71.1% (2018年度実績)

全業種平均で「飲食業（宿泊業）」の有給休暇取得割合が最も低いとされておりますが、吉野家では通常の有給休暇の取得の促進に加えて、ボランティア参加者に追加の有給休暇の付与を通じて働く方々のニーズの多様化にも貢献したいと考えております。

<報道関係者のお問い合わせ先>

株式会社吉野家 企画本部 広報担当 寺澤・海老名

TEL 03-5651-8620